

専決処分の報告について

物損事故に係る損害賠償について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和5年9月19日提出

秦野市長 高橋 昌和

## 専 決 処 分 書

物損事故に係る損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定による「議会の委任による市長の専決処分について」に基づき、市長において次のとおり専決処分する。

1 賠償金額

78,265円

2 賠償の相手方



令和5年9月1日

秦野市長 高橋 昌和



### 事故の概要

(1) 発生日時

令和5年8月2日午前10時頃

(2) 発生場所



(3) 事故の状況

建設管理課技能職員が、上記場所に隣接する市道沼代新町10号線内に設置されたグレーチングを交換する際、固定のための金属製クリップが跳ね上がり、隣接する宅地に駐車されていた■■■■さん所有の普通自動車に当たり、ボンネットを損傷させた。

(4) 本市の責任原因

作業時の安全対策不履行

(5) 本市の責任割合

100パーセント